

大分県報

令和四年

第三五四号

十月二十八日

(金曜日)

目次

告示	生活保護法等による医療機関の指定	一
告示	生活保護法等による指定医療機関の休止	二
告示	生活保護法等による指定医療機関の廃止	二
告示	森林法による地域森林計画の決定及び縦覧	二
告示	森林法による地域森林計画の変更及び縦覧	二
告示	特例休猟区の指定	二
告示	鳥獣保護区の更新	三
告示	鳥獣保護区特別保護地区の指定	四
告示	特定猟具(銃)使用禁止区域の指定	四
告示	道路の供用開始	四
告示	港湾隣接地域の指定に関する告示の一部改正	四
告示	海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正	六
告示	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除	七
告示	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	八
告示	選挙管理委員会告示	八
告示	参議院大分県選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	一一
告示	契約者等の公示	一七
告示	県営土地改良事業の工事の完了	一七
告示	落札者等の公示	一八

○告示

令和四年十月二十八日

大分県報(告示)

大分県告示第四百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和四年十月二十八日

大分県知事 広瀬 勝貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療法人社団明日葉会土屋歯科 口腔外科クリニック	医療法人社団明日葉会土屋歯科 口腔外科クリニック	別府市船小路町六番一四号	令二・四・一
東洋漢方中央薬局	河野 正博	別府市楠町八番六号	令四・八・一
松井小児科医院	医療法人松井小児科医院	別府市大畑一組二	令四・一〇・一
小野内科病院	医療法人弘陽会	宇佐市大字南敷田七〇五一	令四・一〇・一
佐藤第二病院	医療法人明德会	宇佐市大字中原三四七番地	令四・一〇・一
くまのみどう小児科	医療法人くまのみどう小児科	宇佐市大字四日市一〇番地の一	令四・六・一
医療法人あすか会伊藤歯科医院	医療法人あすか会伊藤歯科医院	日田市玉川町四三一	令四・一〇・一
みどり調剤薬局	株式会社博愛中井調剤薬局	豊後大野市三重町大字市場字高市二〇七番一	令四・一〇・一
みしま薬局	株式会社淡水	玖珠郡玖珠町大字森九八七番地の三	令四・一〇・一
日本調剤鶴見薬局	日本調剤株式会社	別府市大字鶴見四三三三三三三三七	令四・一〇・一
(有)首藤薬局緒方店	有限会社首藤薬局	豊後大野市緒方町下自在一五六一七	令四・一〇・一

訪問看護ステーション別府 デューン別府	株式会社N・フイールド	別府市北浜二丁目一〇一―九	令 四・一〇・一
------------------------	-------------	---------------	----------

大分県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和四年十月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
勝野歯科医院	勝野 征夫	杵築市山香町大字内河野字椿ヶ瀬二七六七の二	令 四・九・一

大分県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和四年十月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
元村整形外科医院	元村 順次	白杵市大字白杵字浜二一〇七―七七八	令 四・七・三一

大分県告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を立てたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、その関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画書に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
令和四年十月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 森林計画区
大分西部地域森林計画区（日田市、九重町及び玖珠町）
- 二 縦覧場所
大分県農林水産部林務管理課及び西部振興局農山村振興部
- 三 縦覧期間
令和四年十月二十八日から同年十一月二十八日まで

大分県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、その関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画書に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
令和四年十月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 森林計画区
大分中部地域森林計画区（大分市、白杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び由布市）
大分北部地域森林計画区（別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村及び日出町）
大分南部地域森林計画区（佐伯市）
- 二 縦覧場所
大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山村振興部又は農山村振興部
- 三 縦覧期間
令和四年十月二十八日から同年十一月二十八日まで

大分県告示第四百二十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十

四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・シカ）の捕獲等をするのできる区域を指定する。

令和四年十月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
岩戸寺特例休猟区 (国東市)	令四・一一・一〇・一〇 令七・二〇・三二	国東市国東町来浦の市道オレンジロード国東線と県道文珠山浜線との交点を基点とし、同県道を南西に進み、市道寺追線との接続点に至り、同市道を西に進み、国東町と国見町との境界に通じる国東半島トレッキングコースとの接続点に至り、同コースを北西に進み、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターの作業道との交点に至り、同作業道を北西に進み、市道岐部線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道オレンジロード国見線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道オレンジロード国東線との接続点に至り、同市道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積六四〇ヘクタールの区域
荻特例休猟区 (竹田市)	令四・一一・一〇・三二	竹田市荻町大字桑木の県道高森竹田線と大分県と熊本県との境界の交点を基点とし、同境界を北に進み、荻町と竹田市との境界に至り、同境界を東に進み起点に至る線に囲まれた面積二、四二五ヘクタールの区域
太田特例休猟区 (玖珠町)	令四・一一・一〇・三二	県道書曲野田線と国道三八七号との交点を起点とし、同県道を北西に進み、県道玖珠山国線と交わり、同県道を北西に進み、町道烏屋線と交わり、同町道を北東に進み、町道内匠馬勢線と交わり同町道を東に進み、町道内匠線と交わり、同町道を南東に進み、県道森耶馬溪線と交わり、同県道を南に進み、国道三八七号と交わり、同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた八八〇ヘクタールの区域
上内河野特例休猟区 (宇佐市)	令四・一一・一〇・三二	宇佐市安心院町釜ノ口の市道深見院内線と県道鳥越湯布院線との交点を起点とし、同県道を南に進み、宇佐市と由布市湯布院町との境界に至り、同境界を西に進み、県道安心院湯布院線との交点に至り、同県道を北に進み、市道上内河野線との交点に至り、同市道を北に進み、市道矢畑上内河野線との交点に至り、同市道を北に進み、市道下内河野今井線との交点に至り、同市道を北に進み、市道深見院内線との交点に至り、同市道を北東に進み、基点に至る線に囲まれた面積一、五五三ヘクタールの区域

大分県告示第四百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和四年十月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
農業文化公園鳥獣保護区 (杵築市・宇佐市)	令四・一一・一〇・三二	杵築市山香町大字日指の県道久木野尾山浦線と県道山香院内線との交点を起点とし、同県道を北西に進み、市道農業文化公園線（旧山香町側）との交点に至り、同市道を北に進み、宇佐市安心院町との境界を経て市道小伴ノ木線（旧安心院町側）を北に進み、市道古川本線（旧安心院町側）との交点に至り、杵築市山香町との境界を経て市道川床線（旧山香町側）との交点に至り、同市道を東に進み、県道久木野尾山浦線との交点に至り、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた面積一五六ヘクタールの区域
九六位鳥獣保護区 (大分市)	令四・一一・一〇・三二	九六位峠（大分市大字広内の県道二一〇号と九六位林道の交点）を起点とし、同地点から九六位林道を南西に進み、円通寺への登り口で大分市と臼杵市との境界に至り、同境界沿いに南西に進み、林道馬メ線に至り、同林道を西に進み、林道九六位線との交点に至り、同林道を北東に進み、国有林大分事業地四一林班との境界に至り、同国有林の境界沿いに進み、西の谷新堤に至り、そこから里道を北に進み同県道に至り、同県道を南に進み起点の九六位峠に至るまでの線に囲まれた三一六ヘクタールの区域
仏原鳥獣保護区 (竹田市)	令四・一一・一〇・三二	竹田市久住町大字栢木字高畦の県道三〇号（主要地方道莊内久住線）と市道千人塚板切線との交点を起点とし、同市道を北に進み、市道小柳線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道石田岳麓寺線との交点に至り、同市道を東に進み、同県道との交点に至り、同県道を南西に進み、市道馬場栢木線との交点に至り、同市道を東に進み、端の詰橋を経て市道千人塚栢木線との交点に至り、同市道を西に進み、道仙橋を経て、同県道との交点に至り、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積二八七ヘクタールの区域

角埋山鳥獣保護区 (玖珠町) 令四・一一・一 〇・三一	玖珠町大字森の角埋山五合目以上の町有林と角埋神社との一〇ヘクタールの区域	伊福鳥獣保護区 (中津市・玖珠町) 令四・一一・一 〇・三一	中津市耶馬溪町伊福の県道平原耶馬溪線と玖珠町と耶馬溪町の境界線との交点を起点として、同境界を北西に進み七本木谷に至り、同谷を北に進み県道平原耶馬溪線に至り、同県道を東に三〇〇メートル進み、中津市耶馬溪町大字金吉古城の稜線に至り、同稜線を北東に進み市道行広奥畑線との交点に至り、同市道を東に進み、林道古城線との交点に至り、同林道を南東に進み、広域農道(耶馬溪地区)との交点に至り、同農道を北に約一〇〇メートル進み、作業道(伊福太田間)との交点に至り、同作業道を南東に進み、玖珠町と中津市耶馬溪町の境界との交点に至り、同境界を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積二九〇ヘクタールの区域
野津原特定猟具(銃)使用禁止区域 (大分市) 令四・一一・一 〇・三一		大分市野津原町大字荷尾杵の県道三重野津原線と、広域基幹林道御座ヶ岳線(通称：平成パークライン)との交差点(四辻峠)を起点として、同県道を北西に進み、旧県営林中部二八林班との境に至り、同境界を東南東に進み、大分市立のつはる少年自然の家と学校法人平松学園所有地との交点に至り、大分市立のつはる少年自然の家と旧県営林中部二八林班の境界を北東へ進み、広域基幹林道御座ヶ岳線との交点に至り、同林道を南に進み、起点に至る線に囲まれた一四ヘクタールの区域	

大分県告示第四百二十七号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九條第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。 令和四年十月二十八日 大分県知事 広瀬勝貞		大分県告示第四百二十九号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和四年十月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年十月二十八日 大分県知事 広瀬勝貞
道路の種類及び路線名 供用開始区間 竹田市直入町大字長湯字榎田三五一番二から 竹田市直入町大字長湯字長迫三九六七番三まで	供用開始年月日 令四・一〇・三一	

名称及び所在場所 角埋山鳥獣保護区特別保護地区(玖珠町) 令四・一一・一 〇・三一	存続期間 玖珠町大字森の角埋山鳥獣保護区のうち、角埋神社周辺部を含む天然林からなる面積五ヘクタールの区域	大分県告示第四百三十号 港湾隣接地域の指定に関する告示(平成二十九年大分県告示第四百二十三号)の一部を次のように改正する。 令和四年十月二十八日 大分県知事 広瀬勝貞
大分県告示第四百二十八号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五條第一項の規定により、次のとおり特定猟具(銃)使用禁止区域を指定する。 令和四年十月二十八日 大分県知事 広瀬勝貞		津留地区を次のように改める。 津留地区 大分県知事 広瀬勝貞

1 指定区域

イ 基点一から基点四二までを順次直線で結んだ線及び最大高潮時の水際線により囲まれた区域

ロ 基点四三から基点四八までを順次結んだ線及び基点四八と基点四三を直線で結んだ線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示（世界測地系、角度の表示は方向角とする。）

基点一 大分市大字西ノ洲九番地先（東経一三一度三七分一六秒、北緯三三度一五分三三秒）の一号表示プラスチック杭

基点二 基点一から七二度二一分四〇秒三一〇・六一八メートル二号表示プラスチック杭

基点三 基点二から九度四一分二四秒四七二・〇七〇メートル三号表示鉾

基点四 基点三から三四二度二五分三六秒一三・六二九メートル四号表示プレート

基点五 基点四から七二度一七分一九秒一六〇・一七二メートル五号表示プレート

基点六 基点五から七二度二四分二五秒二二一・九三二メートル六号表示プレート

基点七 基点六から七二度二四分三三秒二五二・〇五四メートル七号表示プレート

基点八 基点七から七二度二三分〇三秒二五四・九七六メートル八号表示プレート

基点九 基点八から七二度二二分一六秒二五一・八四五メートル九号表示プレート

基点一〇 基点九から七二度二三分一五秒二五一・九四四メートル一〇号表示プレート

基点一一 基点一〇から七二度二三分一三秒二五二・八七八メートル一一号表示プレート

基点一二 基点一一から七二度二三分一四秒二五一・四九一メートル一二号表示プレート

基点一三 基点一二から七二度二一分三五秒二五一・三〇四メートル一三号表示プレート

基点一四 基点一三から七二度二一分二七秒二五一・五五四メートル一四号表示プレート

基点一五 基点一四から七二度二二分二八秒二五〇・三九三メートル一五号表示プレート

基点一六 基点一五から七二度二二分四四秒二二九・三三〇メートル一六号表示プレート

基点一七 基点一六から七二度二〇分五五秒二八八・三八八メートル一七号表示プレート

1ト

基点一八 基点一七から七二度二〇分二四秒一四二・二四七メートル一八号表示鉾

基点一九 基点一八から一六二度二六分〇一秒二八三・六一六メートル一九号表示鉾

基点二〇 基点一九から七二度一八分四五秒一一二・七一五メートル二〇号表示プラスチック杭

基点二一 基点二〇から一六二度二〇分四七秒三三一・四六七メートル二一号表示プラスチック杭

基点二二 基点二一から二五二度二分五五秒二二・九九九メートル二二号表示鉾

基点二三 基点二二から一六二度二分三六秒五〇・八〇六メートル二三号表示プラスチック杭

基点二四 基点二三から七二度二〇分三六秒一五・五〇五メートル二四号表示プラスチック杭

基点二五 基点二四から一六二度二〇分五一秒五七七・三二四メートル二五号表示鉾

基点二六 基点二五から二五二度二〇分五三秒一五・五二九メートル二六号表示鉾

基点二七 基点二六から一六二度二〇分五六秒五〇・〇〇〇メートル二七号表示鉾

基点二八 基点二七から七二度二〇分五七秒一五・五三〇メートル二八号表示鉾

基点二九 基点二八から一六二度二〇分五一秒五五四・七六一メートル二九号表示鉾

基点三〇 基点二九から七一度〇三分五〇秒二〇四・五三八メートル三〇号表示鉾

基点三一 基点三〇から一度〇七分一四秒一七・〇三二メートル三一号表示鉾

基点三二 基点三一から二五一度〇八分五三秒一六四・四〇七メートル三二号表示鉾

基点三三 基点三二から三四二度一六分一五秒七七・六五一メートル三三号表示鉾

基点三四 基点三三から二五〇度四三分三三秒一八・七六二メートル三四号表示鉾

基点三五 基点三四から三四二度二〇分五七秒四八二・七〇九メートル三五号表示鉾

基点三六 基点三五から三四二度二〇分五七秒一、〇一七・九三九メートル三六号表示鉾

基点三七 基点三六から二五二度二一分三七秒九七・四二三メートル三七号表示鉾

基点三八 基点三七から三四二度二五分五九秒二五四・〇二七メートル三八号表示プレート

基点三九 基点三八から七二度二〇分二五秒七三・一三三メートル三九号表示プレート

基点四〇 基点三九から七七度五八分五七秒四・〇九七メートル四〇号表示プレート

基点四一 基点四〇から一一九度三四分一六秒五〇・六〇三メートル四一號表示プレート

1 ト

基点四二 基点四一から七一度〇八分一五秒八・八五六メートル四二号表示プレート
基点四三 大分市原川三丁目地先(東経一三二度四〇分〇八秒、北緯三三度一五分三

〇秒)の四三号表示プレート

基点四四 基点四三から一九二度五七分五一秒一五・五五七メートル四四号表示鉾

基点四五 基点四四から七〇度三〇分〇五秒一一六・八六九メートル四五号表示鉾

基点四六 基点四五から一九度三二分四一秒三・三七三メートル四六号表示鉾

基点四七 基点四六から七三度五一分五一秒二九・一九九メートル四七号表示プレート

ト

基点四八 基点四七から三四一度三八分二七秒一七・四四〇メートル四八号表示プラ

スチック杭

大分県告示第四百三十一号

海岸保全区域の指定に関する告示(平成二十九年大分県告示第四百二十四号)の一部を次のように改正する。

令和四年十月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二の津留地区海岸を次のように改める。

・津留地区海岸

1 指定場所

大分市大字西ノ洲、大分市原川三丁目

2 指定区域

イ 基点一から基点四二までを順次結んだ線、基点四二と補助点二五を直線で結んだ線、補助点二五から補助点一までを順次直線で結んだ線及び補助点一と基点一を直線で結んだ線により囲まれた区域

ロ 基点四三から基点四八までを順次結んだ線及び基点四八と基点四三を直線で結んだ線により囲まれた区域

3 基点及び補助点の表示(世界測地系、角度の表示は方向角とする。)

基点一 大分市大字西ノ洲九番地先(東経一三一度三七分一六秒、北緯三三度一五分

三三秒)の一号表示プラスチック杭

基点二 基点一から七二度二一分四〇秒三一〇・六一八メートル二号表示プラスチック

ク杭

基点三 基点二から九度四一分二四秒四七二・〇七〇メートル三号表示鉾

基点四 基点三から三四二度二五分三六秒一三・六二九メートル四号表示プレート

基点五 基点四から七二度一七分一九秒一六〇・一七二メートル五号表示プレート

基点六 基点五から七二度二四分二五秒二二一・九三二メートル六号表示プレート

基点七 基点六から七二度二四分三三秒二五二・〇五四メートル七号表示プレート

基点八 基点七から七二度二三分〇三秒二五四・九七六メートル八号表示プレート

基点九 基点八から七二度二二分一六秒二五一・八四五メートル九号表示プレート

基点一〇 基点九から七二度二三分一五秒二五一・九四四メートル一〇号表示プレート

ト

基点一一 基点一〇から七二度二三分一三秒二五二・八七八メートル一一号表示プレ

1 ト

基点一二 基点一一から七二度二三分一四秒二五一・四九一メートル一二号表示プレ

1 ト

基点一三 基点一二から七二度二一分三五秒二五一・三〇四メートル一三号表示プレ

1 ト

基点一四 基点一三から七二度二一分二七秒二五一・五五四メートル一四号表示プレ

1 ト

基点一五 基点一四から七二度二二分二八秒二五〇・三九三メートル一五号表示プレ

1 ト

基点一六 基点一五から七二度二二分四四秒二二九・三三〇メートル一六号表示プレ

1 ト

基点一七 基点一六から七二度二〇分五五秒二八八・三八八メートル一七号表示プレ

1 ト

基点一八 基点一七から七二度二〇分二四秒一四二・二四七メートル一八号表示鉾

基点一九 基点一八から一六二度二六分〇一秒二八三・六一六メートル一九号表示鉾

基点二〇 基点一九から七二度一八分四五秒一一二・七一五メートル二〇号表示プラ

スチック杭

基点二一 基点二〇から一六二度二〇分四七秒三三一・四六七メートル二一号表示プラ

スチック杭

基点二二 基点二一から二五二度二二分五五秒二二・九九九メートル二二号表示鉾

基点二三 基点二二から一六二度二二分三六秒五〇・八〇六メートル二三号表示プラ

スチック杭

基点二四 基点二三から七二度二〇分三六秒一五・五〇メートル二四号表示プラス
チック杭

基点二五 基点二四から一六二度二〇分五一秒五七七・三一四メートル二五号表示鉦

基点二六 基点二五から二五二度二〇分五三秒一五・五二九メートル二六号表示鉦

基点二七 基点二六から一六二度二〇分五六秒五〇・〇〇メートル二七号表示鉦

基点二八 基点二七から七二度二〇分五七秒一五・五三〇メートル二八号表示鉦

基点二九 基点二八から一六二度二〇分五一秒五五四・七六一メートル二九号表示鉦

基点三〇 基点二九から七一度〇三分五〇秒二〇四・五三八メートル三〇号表示鉦

基点三一 基点三〇から一一度〇七分一四秒一七・〇三二メートル三一号表示鉦

基点三二 基点三一から二五一度〇八分五三秒一六四・四〇七メートル三二号表示鉦

基点三三 基点三二から三四二度一六分一五秒七七・六五一メートル三三号表示鉦

基点三四 基点三三から二五〇度四三分三秒一八・七六二メートル三四号表示鉦

基点三五 基点三四から三四二度二〇分五七秒四八二・七〇九メートル三五号表示鉦

基点三六 基点三五から三四二度二〇分五七秒一・〇一七・九三九メートル三六号表示鉦

基点三七 基点三六から二五二度二一分三七秒九七・四二三メートル三七号表示鉦

基点三八 基点三七から三四二度二五分五九秒二五四・〇二七メートル三八号表示鉦

基点三九 基点三八から七二度二〇分二五秒七三・一三三メートル三九号表示プレート

基点四〇 基点三九から七七度五八分五七秒四・〇九七メートル四〇号表示プレート

基点四一 基点四〇から一一九度三四分一六秒五〇・六〇三メートル四一号表示プレート

基点四二 基点四一から七一度〇八分一五秒八・八五六メートル四二号表示プレート

基点四三 基点四二から三〇四度二五分〇七秒五六・九七一メートル

基点四四 基点四三から二一九度三六分五七秒九八・八九〇メートル

基点四五 基点四四から三〇三度五五分一五秒七五・五六〇メートル

基点四六 基点四五から三四二度二〇分五一秒五九・二五〇メートル

基点四七 基点四六から三四二度二三分四六秒五九・二五〇メートル

基点四八 基点四七から三四一度三八分二七秒一七・四四〇メートル四八号表示プラス

基点四九 基点四八から三四二度二二分四一秒五九・二五〇メートル

基点五〇 基点四九から三四二度二三分四五秒五九・二五〇メートル

基点五一 基点五〇から三四二度二三分一三秒五九・二四九メートル

基点五二 基点五一から三四二度二二分三秒五九・二五〇メートル

基点五三 基点五二から三四二度二一分三秒五九・二五〇メートル

基点五四 基点五三から三四二度二一分三七秒五九・二五〇メートル

基点五五 基点五四から三四二度二〇分三七秒五九・二五〇メートル

令和四年十月二十八日

補助点八 基点八から三四二度二二分四一秒五九・二五〇メートル

補助点九 基点九から三四二度二二分四五秒五九・二五〇メートル

補助点一〇 基点一〇から三四二度二三分一五秒五九・二五〇メートル

補助点一一 基点一一から三四二度二三分一三秒五九・二四九メートル

補助点一二 基点一二から三四二度二二分三秒五九・二五〇メートル

補助点一三 基点一三から三四二度二一分三秒五九・二五〇メートル

補助点一四 基点一四から三四二度二一分五七秒五九・二五〇メートル

補助点一五 基点一五から三四二度二二分三七秒五九・二五〇メートル

補助点一六 基点一六から三四二度二一分五〇秒五九・二五〇メートル

補助点一七 基点一七から三四二度二〇分四〇秒五九・二五〇メートル

補助点一八 基点一八から三四五度〇九分三八秒五九・三二二メートル

補助点一九 基点一九から三五七度五二分二七秒六〇・一四四メートル

補助点二〇 基点二〇から一八度五三分三六秒六一・六一〇メートル

補助点二一 基点二一から三三度三〇分四六秒六三・四〇四メートル

補助点二二 基点二二から一九度一七分一三秒六五・九六七メートル

補助点二三 基点二三から三六度二八分一六秒六三・〇〇八メートル

補助点二四 基点二四から五七度〇四分二九秒六〇・二七七メートル

補助点二五 基点二五から七一度〇八分一七秒五〇・三九四メートル

基点四三 大分市原川三丁目地先(東経一三二度四〇分〇八秒、北緯三三度一五分三〇秒)の四三号表示プレート

基点四四 基点四三から一九二度五七分五一秒一五・五五七メートル四四号表示鉦

基点四五 基点四四から七〇度三〇分〇五秒一一・八六九メートル四五号表示鉦

基点四六 基点四五から一一九度三二分四一秒三・三七三メートル四六号表示鉦

基点四七 基点四六から七三度五一分五一秒二九・一九九メートル四七号表示プレート

基点四八 基点四七から三四一度三八分二七秒一七・四四〇メートル四八号表示プラス

計一八二・四三八メートル

スチック杭

大分県告示第四百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災

大分県報(告示)

害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。
令和四年十月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

中川原	小福良 6	佐伯市 大字狩生	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十五年三月二十八日大分県告示第百二十五号	別図のとおり	別図のとおり	備考 (「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
小福良 区4号	佐伯市 大字護江	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成十三年三月三十一日大分県告示第百七十号	別図のとおり	別図のとおり		

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
(A) 大字狩生	佐伯市 大字狩生	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	平成二十五年三月二十八日大分県告示第百二十五号	
(B) 中川原	佐伯市 大字狩生	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	平成二十五年三月三十一日大分県告示第百七十号	

大分県告示第四百三十三号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。
 令和四年十月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

(F) 元越川	(E) 元越川	(D) 元越川	小浦ヶ 浜2号 地区	(B) 中川原	(A) 中川原	小福良 6	小福良 4	小福良 区4号
佐伯市 大字長 谷	佐伯市 大字長 谷	佐伯市 大字長 谷	佐伯市 浦江大 浦畑野	佐伯市 大字狩 生	佐伯市 大字狩 生	佐伯市 大字狩 生	佐伯市 大字狩 生	佐伯市 大字狩 生
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
（「別図」は、 省略し、佐伯土 木事務所に備え 置いて縦覧に供 する。）								
2 (B) 片山川	2 (A) 片山川	1 片山川	中野川 第10	戸穴川 5	戸穴川 4	戸穴川 3	常磐川 2	若宮川 2
佐伯市 大字海 崎	佐伯市 大字海 崎	佐伯市 大字海 崎	佐伯市 大字海 崎	佐伯市 大字戸 穴	佐伯市 大字戸 穴	佐伯市 大字戸 穴	佐伯市 白坪及 び常磐 西町	佐伯市 大字鶴 望及び 若宮町
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和四年十月二十八日

大分県報（告示）

川5 岡の谷	川4 岡の谷	川 江下川 右俣支	高畑川 第5(B)	高畑川 第5(A)	迫田川 第3	坂の浦 川11	坂の浦 川10	
田 佐伯市 大字池	谷 佐伯市 大字長	谷 佐伯市 大字長	垣 佐伯市 大字稲	垣 佐伯市 大字稲	垣 岡及び 大字稲	望 佐伯市 大字鶴	望 佐伯市 大字鶴	
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域							
土石流								
別図の とおり								
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	
区3 王子丸	百谷2	百谷1	高畑3	山2 鶴望坂	星宮2	星宮1	川6(B) 岡の谷	川6(A) 岡の谷
望 佐伯市 大字鶴	鶴岡町 佐伯市	鶴岡町 佐伯市	田 佐伯市 大字池	田 佐伯市 大字池				
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒								
壊 地の崩 急傾斜	土石流	土石流						
別図の とおり								
別図のとおり								

泥谷3	市谷2	5区大野東	4区大野東	大野西 区須留 木5	平3 区西の 棧敷西	中江2	区5 王子丸	区4 王子丸
田 佐伯市 大字堅	田 佐伯市 大字堅	立 佐伯市 大字木	立 佐伯市 大字木	立 佐伯市 大字木	立 佐伯市 大字木	中江町 佐伯市	望 佐伯市 大字鶴	望 佐伯市 大字鶴
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域								
急傾斜 地の崩 壊								
別図の とおり								
別図のとおり								

令和四年十月二十八日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大原23	田原②	下城⑤	下城④	下小野 市⑤ (A)	(A)平井2	上小野 市④	白濁3	3小津志	
宇目大 佐伯市	原 佐伯市 宇目大 宇南田	谷 佐伯市 大字長	谷 佐伯市 大字長	市 佐伯市 宇目大 宇小野	宇目大 宇平井 弥生大	市 佐伯市 宇目大 宇小野	望 佐伯市 大字鶴	良 佐伯市 大字長	
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域								
急傾斜 地の崩 壊									
別図の とおり									
別図のとおり									

大分県報(告示)

令和四年十月二十八日

大分県報（告示・選管委告示）

第一回報告分

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

一二

③ 上ノ地	佐伯市 直川大 字仁田 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
④ 岸ノ上	佐伯市 直川大 字仁田 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
下城⑩	佐伯市 直川大 字仁田 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
栗林②	佐伯市 直川大 字赤木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
岩屋⑤	佐伯市 本匠大 字小川	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
大鶴②	佐伯市 直川大 字仁田 原	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和四年十月二十八日

（This area is intentionally left blank for the report content.）

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参议院大分県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 36,097,400円
- 3 収支報告書の要旨

候補者氏名	足立 信也	所属党派	国民民主党	期間	6月3日から第1回分 7月21日まで
出納責任者氏名	長尾 智恵美				

収入	支出
主たる寄附 (団体名) 国民民主党 国民民主党大分県参议院選挙区第1総支部	人 家 作 費 屋 屋 事 務 所 費 選 挙 事 務 所 費 集 合 会 場 費
5,000,000円	1,840,000円
100,000	2,186,853
	152,053
	2,034,800
	130,242
	20,190
	2,453,016
	4,649,263
	302,216
	515,450
	147,420
	59,660
その他の寄附 その他の収入	通 交 印 広 文 食 休 雑 信 通 刷 告 具 糧 泊 費 費 費 費 費 費 費
0件	
1,500,000	
今回計	今回計
6,600,000	12,304,310
総計	総計
6,600,000	12,304,310

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常集書の作成	312,800円
	ビラの作成	777,400円
	ポスターの作成	1,362,816円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送の録画等	3,111,000円
	計	6,153,029円

報告書受理年月日 令和4年7月22日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参议院大分県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 36,097,400円
- 3 収支報告書の要旨

候補者氏名	古庄 玄知	所属党派	自由民主党	期間	6月14日から第1回分 7月13日まで
出納責任者氏名	利根 健司				

収入	支出
主たる寄附 (団体名) 自由民主党大分県参议院選挙区第一支部	人 家 作 費 屋 屋 事 務 所 費 選 挙 事 務 所 費 集 合 会 場 費
7,210,000円	1,725,000円
	1,204,020
	304,000
	900,020
	972,900
	90,949
	2,476,016
	5,027,201
	11,696
	453,104
	0
その他の寄附 その他の収入	通 交 印 広 文 食 休 雑 信 通 刷 告 具 糧 泊 費 費 費 費 費 費 費
0件	
0	
今回計	今回計
7,210,000	12,083,560
総計	総計
7,210,000	12,083,560

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常集書の作成	312,400円
	ビラの作成	800,800円
	ポスターの作成	1,362,816円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送の録画等	3,111,000円
	計	6,176,029円

報告書受理年月日 令和4年7月25日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参议院大分県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 36,097,400円
- 3 収支報告書の要旨

候補者氏名	小手川 裕市	所属党派	無所属	期間	5月26日から第1回分 7月13日まで
出納責任者氏名	小手川 裕市				

収入	支出
主たる寄附 0円	人件費 132,660円
	家屋費 132,660円
	選挙事務所費 0円
	集会会場費 0円
	通信費 21,407円
	交通費 621,295円
	印刷費 1,591,071円
	広告費 0円
	文具費 0円
	糧泊費 0円
	雑費 10,000円
その他の寄附 その他の収入 1件 10,000円 2,366,343円	
今回計 2,376,343円	今回計 2,376,343円
総計 2,376,343円	総計 2,376,343円

項目	金額
選挙運動用通常集書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送の録画等	0円
計	0円

報告書受理年月日 令和4年7月25日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参议院大分県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 36,097,400円
- 3 収支報告書の要旨

候補者氏名	重松 雄子	所属党派	参政党	期間	5月27日から第1回分 7月25日まで
出納責任者氏名	石井 健太				

収入	支出
主たる寄附 (団体名) 参政党 参政党大分支部 (氏名) 石井 健太 (職業) 自営業者 49,500円	人件費 180,000円
	家屋費 234,640円
	選挙事務所費 13,500円
	集会会場費 221,140円
	通信費 4,450円
	交通費 8,200円
	印刷費 553,481円
	広告費 153,104円
	文具費 6,360円
	糧泊費 12,500円
	雑費 9,522円
その他の寄附 その他の収入 5件 23,872円 0円	
今回計 2,833,730円	今回計 1,763,545円
総計 2,833,730円	総計 1,763,545円

項目	金額
選挙運動用通常集書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送の録画等	0円
計	0円

報告書受理年月日 令和4年7月25日 第1回報告分

第二回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参議院大分県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
36,097,400円
- 3 収支報告書の要旨

候補者氏名	古庄 玄知	所属党派	自由民主党	期間	7月25日から第2回分 7月28日まで
出納責任者氏名	利根 健司				

収入	支出
主たる寄附	人件費
0円	438,460
	家賃費
	0
	選挙事務所費
	438,460
	集合会場費
	0
	通信費
	192,250
	交通費
	0
	印刷費
	0
	広告費
	0
	文具費
	0
	雑費
	48,950
その他の寄附	
0件	0
その他の収入	
0	
今回計	今回計
前回計	前回計
7,210,000	7,210,000
総計	総計
7,210,000	649,660
	12,083,560
	12,733,220

項目	金額
選挙運動用通常集書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送の録画等	0円
計	0円

報告書受理年月日 令和4年8月25日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参議院大分県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 36,097,400円

3 収支報告書の要旨

候補者氏名	重松 雄子	所属党派	参政党	期間	7月26日から第2回分 7月31日まで
出納責任者氏名	石井 健太				

収入	支出
主たる寄附	0円
その他の寄附	0円
その他の収入	0円
1件	3,980
3,980	0
今回計	3,980
前回計	2,833,730
総計	2,837,710
	今回計
	前回計
	総計
	4,080
	1,763,545
	1,767,625

項目	金額
選挙運動用通常集書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送の録画等	0円
計	0円

報告書受理年月日 令和4年8月1日 第2回報告分

○公 告

次とおり契約者等について公示する。
令和四年十月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
大分県統合利用番号連携サービス構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部電子自治体推進室
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和四年九月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司
大分市東春日町十七番五十八号
- 五 随意契約に係る契約金額
三千六百二十二万三千三百五十円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条第一項第一号に該当

次とおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和四年十月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名

着手年月日

完了年月日

県営中山間地域総合整備事業
(農業用排水施設整備) (佐伯地区)

平二三・一〇・六 令二・三・二七

県営中山間地域総合整備事業

平二三・一二・二九

平二七・六・一

(農道整備) (佐伯地区)		
県営中山間地域総合整備事業 (暗渠排水) (佐伯地区)	平二八・一〇・七	平二九・二・二二
県営中山間地域総合整備事業 (鳥獣侵入防止施設整備) (佐伯地区)	平二四・三・二九	平二九・六・一五
~~~~~		
次のとおり落札者等について公示する。 令和四年十月二十八日		
大分県知事 広 瀬 勝 貞		
一 落札に係る役務の名称及び数量		
大分県庁舎清掃業務等委託		
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地		
大分県会計管理局用度管財課		
大分市大手町三丁目一番一号		
三 落札者を決定した日		
令和四年八月十九日		
四 落札者の氏名及び住所		
株式会社ジェイレック別府支店 取締役支店長 白 倉 宏 直		
別府市新港町五組一番七百五号		
五 落札金額		
三百十万二千円（委託料の月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）		
六 契約の相手方を決定した手続		
一般競争入札		
七 一般競争入札の公告をした日		
令和四年七月八日		